

Vol. 0 1 8
20 September 2021

Plaza 通信 Vol. 0 1 8
の内容

- ◇ 9月1日は「防災の日」です。「外国人の防災」について考えます。
- ◇ COVID-19にならないためにすること、他の人にうつさないためにすること..
(厚生労働省ホームページのご案内)

9月のプラザ

熊本県の新型コロナまん延防止対応処置は、9月30日まで延長されました。これに伴い、プラザでは対面相談対応を9月30日まで中止します。この間は、電話、メールに加え、ZOOMによるオンラインでの相談も受け付けます。お気軽にお問い合わせください。

詳細・開設時間などは下記へ：

熊本市国際交流振興事業団

860-0806

熊本市中央区花畑 4-18

熊本市国際交流会館2階

TEL 096-359-4995

e-mail

soudan@kumamoto-if.or.jp

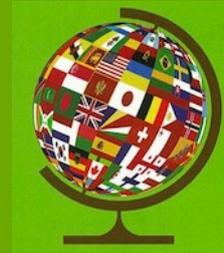


ホームページの QR コード



Facebook の QR コード

ぶらざ つうしん Plaza 通信



たぶんかきょうせい かんが
～多文化共生を考える～

◇ 9月1日は「防災の日」です。1960年(昭和35年)に、制定されました。「外国人の防災」について考えます。

◇ 「防災の日」の9月1日の日付は、1923年(大正12年)9月1日に発生した関東大震災(マグニチュード7.9、死者105,385人、出典:内閣府防災のホームページ)に起因しています。例年9月1日付近は、台風の襲来が多いとされる二百日にあたり、「災害への備えを忘れないように!」との戒めが込められています。また、9月1日の防災の日を含む一週間は防災週間と定められ、防災思想普及のための行事や訓練が開催されます。

◇ 右記の写真は、国際交流会館に近い熊本城馬具櫓の現在の写真です。2016年(平成28年)の熊本地震から5年が過ぎましたが、まだまだ復旧が進まない場所が多くあります。一方、毎年豪雨や台風が通過し、その頻度は増え、規模も大きくなっています。今年も8月中旬にかけて、前線が西日本から東日本にかけ停滞し、大きな人的・物的被害がでたことは記憶に新しいことでしょう。この時期には、防災訓練が開催されますが、熊本県では新型コロナまん延防止対応処置が9月30日まで適用される為ため、中止や延期が多い状況です。事業団日本語教室の防災訓練も10月以降に延期となりました。新しい開催日程が決まりましたら、ホームページやSNSで案内します。



◇ この機会に、外国人住民の方々が地震、豪雨・台風など緊急時に取り残されることがないように、彼らが災害時に日本住民と比べ脆弱となる壁(課題)と対処策について整理します。

✚ **言葉の壁**: 緊急時には自分自身が一番理解できる言葉(すなわち、母語)で情報を得ることが一番安心です。しかしながら、日本には多様な母語話者が暮らされており、個別の対応は難しい状況です。そこで、外国人の方々にもわかりやすい「やさしい日本語」を使って、寄り添うことが大切です。はっきり、最後まで、短く話をする事です。普段使わない言葉は、言い換えることも必要になります。「高台に避難」 ⇨ 「高(たか)いところに逃(に)げて!」(特別な単語は伝わらない。)

日本語能力が十分でない外国人には、英語など共通言語でコミュニケーションをとることも重要です。日本語が理解できる外国人住民を含め、多言語で外国人を支援する体制を地域で作っておくことが望まれます。

✚ **文化・習慣の壁**: 日本は地震が多い国です。最近、豪雨や台風が多発、甚大化しています。外国人住民が増加していますが、彼らの中には母国で災害を経験した人は多くありません。防災教育を受けたこともなく、地震発生時や豪雨・台風接近時にどのように安全を確保するとよいかかわからない場合があります。

宗教など普段の生活で実践していることができない、近所付き合いが希薄で避難所で孤立した..などストレスを感じられることも多いようです。

◇ 今回、外国人の「言葉の壁」と「文化・習慣の壁」についてとりあげましたが、災害が起きてからでは対応が難しいことが多いです。情報一つとっても災害情報は信頼関係にない人からの情報は読み飛ばされることも多いです。普段から地域内で外国人・日本人住民の支え合う関係づくりを推進しておくことが最も大切です。

入国管理 相談員 紹介！

野々口瑞穂 (みずほ)さん

プラザに関わる人物紹介
第11弾、外国人住民の皆
さんの入国管理、在留資格
に関する専門相談員の野々
口瑞穂さんを紹介しします。

① 外国人住民の課題

同じ人間でも、違う国や
地域へ行けば、言葉・文
化・生活・習慣も、それまで
生活していた国、地域とは
異なります。そのため、外
国人住民は、日本の文
化、生活習慣に戸惑い、地
域ルールを守れないことが
あります。日本という国を
知ってもらうことからスタ
ートすることが大切です。

② 地域への提案

自分が外国に行った時の
ことを考えながら、外国人
住民に寄り添うことが必要
です。異国の地で頼るもの
もなく不安と寂し思いをし
ている人へ暖かく声をかけ
てください。一方、外国人
住民の生活は、入国管理
のルールで日本人のよう
に自由ではありません。許
可をとらない就労など違法
になる事があり、良かろう
と思ったことがトラブルに
なります。注意しましょう。

③ プラザができること

プラザでの相談時は、相談
者のプライバシーを守ること
(守秘義務)と正確さを大切
にしています。正確さを確保
するためには相談員二人で
お話を聞きながら丁寧に対
応しています。

お気軽に、お立ち寄り、お
声をかけてください。

◇ COVID-19(新型コロナウイルス感染症)にならないためにすること、他の
人にうつさないためにすること

厚生労働省は、外国人住民が新型コロナウイルス感
染症の不安をなくすためにやさしい日本語や多言語の
ホームページを開設しています。(身近な外国人住民
の皆さんへご案内ください。)



「感染症防止について」「COVID-19かもしれないと思っ
たら」「感染予防について」の情報が次の21言語でご覧いただけ
ます。



入国管理相談員
野々口瑞穂さん
(専門相談)
(所属: 熊本県行政書士会、国際部会)

新型コロナ禍で改定が多い入国管理
に関するルールに対応する為、国際部
会では研修会を開催して、情報をアッ
プデートしています。

相談日時: 第1水曜日、第3日曜日
13:00~16:00
(プラザで予約可)

熊本市の在留外国人(9月度速報)

在留外国人数/総人口 6,154人/732,077人(外国人比率 0.84%)
(在留外国人数 前月より73人減)

8月の
プラザ
相談件数
128件